

令和 5 年度京都府福祉人材育成認証制度コンサルティング等事業業務委託  
企画提案公募に係る企画提案書作成要領

**第 1 企画提案書の作成方法**

- (1) 1 社 1 提案とする。
- (2) A 4 版、横書きとする（図表等は必要に応じ、A 3 版折込みも可。）。
- (3) 文章を補完するための写真・イラストなどの使用は可とする。
- (4) 企画提案書は、極力、専門用語は使用しないこと。
- (5) 「第 2 企画提案書の記載内容」の項目順に沿った記載とすること。

**第 2 企画提案書の記載内容**

**1 業務の管理**

**(1) 実施体制**

事業全体を管理する事業推進管理者、福祉業界に対し経験が豊かな者、その他業務に係る従事者の経歴、資格・経験等、事業従事者に対する指揮監督のあり方、事業従事者の配置人数、業務内容等を記載すること。

また、業務実施計画の組み立てにあたっては、関係機関と連携した上で、効果的に事業を展開できるよう、各工程ごとに、その調整に要する人員や業務時間を見込んだ計画とし、具体的で実現可能なスケジュールを明記すること。

**(2) スケジュール**

年間のスケジュール及びその進行管理を詳細に記載すること。

なお、全体スケジュールについては、フローチャートを添付すること。

**(3) 苦情対応**

事業所からの苦情等に対する対応及び体制を記載すること。

**2 業務の内容**

**(1) 宣言事業所支援事業**

**① 支援の方法及びフロー**

平成 25 年度から開始したきょうと福祉人材認証制度は、上位認証法人が 14 件、認証事業者が 299 件となり、これから認証申請を行う事業所は小規模な法人や株式会社等が多く残っている。これらの状況を踏まえ、令和 5 年度中に 20 以上の事業所が認証申請を行い、認証を取得するための効果的なコンサルティング内容、支援フロー及びスケジュールについて、具体的に記載すること。

なお、階層別研修の実施にあたっては、京都府福祉人材・研修センターが行う同種の研修について開催時期や内容を把握した上で、事業者に対し、提案者の実施する研修と合わせて案内することで、参加機会の増加等、効果的な実施環境となるような調整や工夫についても、具体的に記載すること。

（参考：令和 4 年 1 1 月 3 0 日時点に認証申請していない宣言事業所：約 5 0 0 件）

## ② 宣言を更新する事業所等への支援

宣言後、認証を取得しないまま2年が経過することが見込まれる事業所（宣言更新も含む）に対して行う支援を具体的に記載すること。

## ③ 宣言事業所への支援活用促進

宣言事業所に対し、本事業における各種支援を活用いただけるよう、各種支援について周知するための方法やツールについても具体的に記載すること。

## （２）認証事業所支援事業

認証事業所が安定的に制度を運用するための具体的な支援内容について記載すること。また、認証更新に向けて支援が必要な事業所に対する支援策についても記載すること。

## （３）京都府福祉職場組織活性化プログラムの活用促進事業

事業所への京都府福祉職場組織活性化プログラム（以下「組織活性化プログラム」という。）の活用促進の方策を具体的に記載すること。また、活用を促進するためのセミナー・ワークショップ等の内容等についても具体的に記載すること。

## （４）上位認証制度の審査及び効果的な運用

上位認証審査方法、審査及び制度運用のスケジュール等について、具体的に記載すること。

また、人材確保・育成・定着の促進に向けた模範としての上位認証法人の取組発信等により、京都の福祉業界の底上げを目指す事業について、内容やスケジュール等を具体的に記載すること。

## （５）更新審査

更新審査の体制及びスケジュール等について、具体的に記載すること（令和5年度認証更新対象法人：70件、上位認証更新対象法人：0件）。

## （６）介護のサポート人材（介護助手等）による多様な人材の確保と育成に関する支援

「介護助手等普及推進事業」と連携しながら福祉事業所における介護業務の機能分化等による受入体制の整備を支援する事業について、具体的な人材確保につながるよう事業を推進するために必要な関係機関との連携内容や手法について、具体的に提案すること。

また、介護のサポート人材が介護現場で役割を担い、その定着をはかるための組織体制について、介護現場の生産性の向上や効果的な事業運営及び専門職の負担軽減にも資するモデル例として整理する事業について、その骨子を記載するとともに、報告書作成に向けた体制及びスケジュール等についても、具体的に提案すること。京都府の介護現場において、多様な働き方を推進する方策についても具体的に提案すること。

## （７）介護職員等ベースアップ等支援加算、特定処遇改善加算及び処遇改善加算取得特別支援

介護・障害事業所が介護職員等ベースアップ等支援加算、特定処遇改善加算及び処遇改善加算を取得できるよう、支援の方法やその周知方法等について、具体的に記載すること。

#### **(8) 福祉事業所のアンケート調査**

府内の福祉事業所を対象に、福祉人材の増加数等について把握するため、職員数等のアンケート調査を行うこと。また、認証・宣言事業所等を対象に離職率等のアンケート調査を行うこと。

#### **(9) 報告書の作成**

宣言事業所への支援で把握した事業所の実情・課題等及び組織活性化プログラム職員アンケートデータの集計・分析から得られる課題・対策等についての報告書の項目について、具体的に記載すること

#### **(10) その他**

事業所への人材確保・定着支援業務に係る実績その他特記事項について具体的に記載すること。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえた事業展開について、具体的に記載すること。

また、各事業について、状況に応じてオンラインに切り替えるなど、速やかに対応できる対策等についても、具体的に記載すること。

おって、コロナ禍でのデジタル化の加速や、生活様式、働き方等の変化を適格に捉え、より効果的な事業展開の可能性を模索し、事業手法の変換を含め、積極的に工夫すること。